

就労継続支援B型事業所  
管理者様

愛知県福祉局福祉部障害福祉課長

事業所工賃向上計画（第5期）の見直し及び策定について（依頼）

本県の障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「工賃向上計画を推進するための基本的な指針」に基づき、すべての就労継続支援B型事業所は、報酬算定区分や加算の有無、事業所指定権者に関わらず、工賃水準の向上に向けた「事業所工賃向上計画」を策定し、都道府県に提出することとなっています。

また、各年度において前年度の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて、「事業所工賃向上計画」の見直し等必要な対策を実施することとなっています。

つきましては、事業所工賃向上計画の見直しにより変更した場合又は、計画を新たに作成した場合は、下記により県へ事業所工賃向上計画を提出してください。

記

1 第5期計画の見直し・策定

(1) 提出済み事業所

見直しの結果、提出済みの事業所工賃向上計画の記載内容を変更する場合は、変更部分を朱書きし、提出してください。変更がない場合は、計画の再提出は不要です。

また、目標工賃額については、令和8年度の目標額を見直し対象とし、令和7年度の目標額は変更しないでください。

(2) 未提出事業所

令和7年度中に新規指定を受けた事業所など、県に未提出の事業所においては、工賃向上計画を提出してください（指定や加算の申請とは別に、提出が必要です）。

2 提出書類

(1) 様式1 事業所の概要

(2) 様式2 目標工賃の設定

(3) 様式3 目標達成のための課題分析及び各年度に取り組む具体的方策

※ 各様式は障害福祉課のホームページからダウンロードして使用してください。  
URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/kouchin06-08.html>

### 3 提出期限

- (1) 提出済み事業所(提出済みの工賃向上計画を修正する場合)

令和8年5月29日(金)

- (2) 未提出事業所

令和8年5月29日(金)

※指定年月が提出期日より後の場合は、指定後速やかに提出してください。

### 4 提出方法

メールによりエクセルデータを障害福祉課のアドレス宛てに提出してください。

(郵送では受け付けておりません。)

※ 様式はPDF化等せず、必ずエクセルデータのまま提出してください。

【提出先】

メールアドレス : shogai@pref.aichi.lg.jp

※ メール提出の際は、件名を必ず『事業所工賃向上計画(第5期)の提出について』としてください。

### 5 報酬算定・加算との関係

事業所工賃向上計画の作成は、就労継続支援B型サービス費((Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ))、目標工賃達成指導員配置加算及び目標工賃達成加算の要件の一つです。

### 6 その他

提出いただいた工賃向上計画については、事業所指定権者及び事業所所在地の市町村担当者に情報提供を行う場合がありますので、御承知おきください。

担 当 地域生活支援グループ(堀田)

電 話 052-954-6292(ダイヤル)

メー ル shogai@pref.aichi.lg.jp